

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 七 月 二十四 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおぞら診療所	広島市安芸区中野七丁目二番一号	令和 八・九・一
あいとレディースクリニック	広島市中区大手町一丁目一番二〇号	〃
しのはら小児クリニック	広島市西区井口三丁目一三一五	〃
中島クリニック	広島市佐伯区旭園四―二九山根ビル一F	〃
寺迫麻酔科医院	広島市安佐南区西原一丁目二―五	〃
西原なかむらクリニック	広島市安佐南区西原八丁目一―一五―三〇二	令和 八・九・二五
広島医療生活協同組合 広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目二〇番二〇号	令和 八・九・一
医療法人社団 豊和会 豊田内科胃腸科	呉市伏原一丁目八一―二三	〃

名 称									所 在 地		指 定 年 月 日	
								土本内科消化器科医院			令和	八・九・一
								広岡整形外科			"	"
								小川眼科			"	"
								三次市南畑敷町七七番地の一				
								福山市南手城町一一九一二五				
								呉市伏原一丁目三一八Tビル二階				

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 七 月 二十四日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
せお歯科クリニック	広島市安佐北区深川五丁目三〇―三八アクロ スプラザ高陽一F	令和 八・九・一
矢野歯科医院	福山市今津町七六〇	〃
はまはら歯科	府中市中須町一一一五―一	令和 八・九・一二
平田歯科診療所	豊田郡大崎上島町中野二二〇一番地の二	令和 八・九・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 七月 二十四日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上野薬局	広島市東区愛宕町三―一二二	令和 八・九・一
仙境堂薬局 戸坂店	広島市東区戸坂千足一―一二―九	〃
アクア薬局 本通店	広島市中区本通七―二九	〃
サンサン薬局	広島市安芸区中野七丁目二二番一〇号	〃
有限会社 岡田経三薬局	広島市南区宇品御幸五丁目一九番一三号	令和 八・九・一六
ウォンツ 戸坂薬局	広島市東区戸坂千足二丁目七番二〇号	令和 八・九・一
キララ薬局 白島店	広島市中区東白島町八番一九号中津井ビル一階	令和 八・九・二三
有限会社 高山薬局	広島市南区青崎一丁目一〇番一〇号	令和 八・九・二四

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
あおぞら薬局		広島市安佐北区亀山七丁目一―三			令和	八・	九・	一	
ミント薬局	西原店	広島市安佐南区西原八丁目一―一五―二〇一			令和	八・	九・	二五	
ウォンツ	祇園薬局	広島市安佐南区祇園三丁目一五番二一―号			令和	八・	九・	一	
薬局	ドラッグス ソウ 北口店	広島市佐伯区五日市駅前三丁目四番一五―一 号			〃				
なかしま薬局		広島市安佐北区可部南四丁目一七番一〇―一 〇一―号			〃				
林薬局	上祇園店	広島市安佐南区祇園二丁目二番二四号			〃				
ウォンツ	十日市薬局	広島市中区十日市町一丁目一番九号 一F			〃				
株式会社くれ本通薬局		呉市本通六丁目六番七号			〃				
せとうち薬局		尾道市因島土生町一八〇九―二〇			〃				
在宅支援	ザグザグ薬局多治米店	福山市多治米町五丁目二三番三九号			〃				

[illegible]